

第15回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 8月28日(水) 午後 3時58分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 8月28日(水) 午後 3時58分
2. 閉会時間 令和 6年 8月28日(水) 午後 4時38分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 14名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	4番 稲田 勝
6番 林田 靖仁	8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭	11番 森本 勝也	12番 米田 公明
13番 北尾 健一郎	14番 祐田 久男	16番 太田 武春
18番 廣瀬 光徳	19番 村里 枝美子	
5. 欠席委員者の数 5名

3番 森 浩則	5番 水本 正一郎	7番 田浦 秀子
15番 林田 了星	17番 金子 利範	
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名

三会 荒木 康成	高野 林 耕平
----------	---------
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 新規就農者について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願いについて
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

議長

ただ今より、第15回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、3番 森 浩則 委員、5番 水本 正一郎 委員、7番 田浦 秀子 委員、15番 林田 了星 委員、17番 金子 利範 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。
以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、1件 1筆 3, 301平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、4件 11筆 6, 896平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

席上配布した、議案集3-1ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番について説明します。

この証明は、農地を取得するには農地法の規定（農地法第3条）が適用されるため、長崎県が公売を実施する際に、事前に入札者が農地法に規定する農地取得可能者か確認するために、入札時に提出しなければいけない書類となるものです。

買受適格証明の許可基準につきましては、農地法第3条第1項の規定に準じて審査し、適当であるとされたものに、買受適格証明書を交付するものです。

また、買受適格証明書は農地法に規定する許可ではありませんので、落札者は改めて、農地法の規定による許可申請をすることになります。

今回の申請者は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 3筆451平方メートルを公売申込するための証明願いです。

現在の耕作面積は5,180平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、トラック1台を所有しておりますが、公売物件の内「有明町大三東丙字上尾首622番4」について、隣接地との境界が不明であり、耕作可能の判断ができないため、許可要件を満たしてないとして、証明書は不交付と判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(…… 委員)

議長

議長

はい、…… 委員 どうぞ。

(…… 委員)

境界について、有明地区は地籍調査が済んでいるのでわかるはずではないか。

議長

事務局

事務局

資料の写真を参照ください。

図面と写真の状態のポイントがなく、3条申請時であれば測量し確定図が提出されますが、今回は買受適格証明願のため、公売の資料と職員が現地確認した結果、境界がはっきりしない状態であります。

(…… 委員)

周りのポイントから特定できるのではないのか。

事務局

今回の証明願いには、測量図等の提出がないため、境界が不明であると届出者へも説明して

います。

議長

他に質問等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、証明書は不交付とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番は不交付とすることに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、畑 2筆 941平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,711平方メートルで、農機具は、トラクター1台、草刈機1台、3tダンプ 1台、軽ダンプ 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は1年4ヶ月の農作業暦があります。

妻と農業を営み、レタス・ブロッコリーを作付けし、自宅から3キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ーJ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 529平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、529平方メートルで、農機具は、トラクター1台、草刈機1台、動噴1台、管理機1台を父から借受けて使用予定のため許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は転居に伴い敷地を取得し住宅建築予定で、今回隣接する申請地を取得したいとのこと
です。新規で農地を取得されますが、父が農家であることから、サポートを受けながら夫婦で
レタスを作付けするとのことと問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地3,092平方メートルに、隣接地と併せて造成を行い、店舗建設用地として貸したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側は宅地、東側は鉄道用地、南側は雑種地、西側は道路となっております。

盛土造成し、雨水は溜枿を設置し河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第13議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地 5, 486平方メートルを譲り受け、鶏糞処理施設(堆肥舎)・進入路用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の、例外、農業用施設に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は湯江、横道の一角にあり、北側は農地、東側は山林、南側、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…… 番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長(北浦 守金 会長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

賃借人及び貸人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで申請地3, 548平方メートルを借り受け、車両置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は北門町の一角にあり、北側、東側は農地、南側、西側は宅地となっております。

盛土、切土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

……番 …… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

第4号議案の2番は、許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しましたので、…… 委員に報告します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、申請地932平方メートルを譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は宅地、西側は農地となっております。

盛土、切土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、4番に記載のとおりで、平成14年月日不詳頃から宅地(畜舎用地)として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は農地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、平成18年月日不詳頃から、雑種地(道路買収の残地)となっています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側は山林、南側は道路、西側は山林となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで、平成16年月日不詳頃から宅地(倉庫用地)として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は宅地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されて、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、3番に記載のとおりで、平成8年月日不詳頃から、宅地（倉庫用地、貸住宅敷地）として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、4番に記載のとおりで、平成14年月日不詳頃から宅地（畜舎用地）として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は農地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(…… 委員)

議長。

議長

はい、……委員 どうぞ。

(…… 委員)

申出人の住所は……県となっておりますが、何か理由がありますか。

議長

事務局。

事務局

申出人は、4月の総会に3条申請で……へ農地等を継承し、……県へ移住された方で、今回の非農地証明願いは、事業継承した畜舎についての申請となります。

議長

他に質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから13ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定16件 32筆 33,733.02平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 14ページに記載のとおりで、5件 13筆 11,886.00平方メートルです。

合計で29件 69筆 68,641.17平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定いたします。

次に、第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。

議案集の15ページから17ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、57筆、60,056.17平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画（案）が提出されましたの

で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）の受け手の詳細について、記載しております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、19名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第15回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第15回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時38分